

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の規定に基づく立入検査をする船員労務官の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令(国土交通六二)

〔告 示〕

○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件(総務三三六)

○衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出があった件(同三三七)

○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について異動の届出があった件(中央選挙管理会一九)

○平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件の一部を訂正する件(同二〇)

○出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件(法務四六六)

○国債の発行等に関する省令第五條第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示(財務二七九、二八六)

○国債の発行等に関する省令第六條第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示(同二八七)

○個人向け国債の発行等に関する省令第四條第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示(同二八八、二九〇)

○動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件(農林水産一五三九)

○動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件(同一五四〇)

○動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量の一部を改正する件(同一五四一)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三條第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件(同二五四二)

○肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であつて農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件(同二五四三)

○塩浜船舶通航信号所に関する告示等の一部を改正する告示(海上保安庁四二)

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

日本弁護士連合会懲戒の処分、独立行政法人国立病院機構平成二十八年(第十三期事業年度)財務諸表、平成二十八事業年度財務諸表(国立研究開発法人森林総合研究所・日本司法支援センター)関係

地方公共団体

旅行者営業保証金の権利実行のための配当表、教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、農業協同組合法第七十三條第四項で準用する法第六十四條の二の届出、押収物還付関係会社その他
会社決算公告

〔公 告〕

諸事項

三 四 五 六 七

省 令

○国土交通省令第六十二号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)を実施するため、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の規定に基づく立入検査をする船員労務官の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。
平成二十九年十月十一日

国土交通大臣 石井 啓一

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)第三十五條第二項において準用する法第十三條第二項の身分を示す証明書(法第十四條第一項に規定する報告徴収等のみを担当する船員労務官の身分を示す証明書に限る)の様式は、次のとおりとする。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)第三十五條第二項において準用する法第十三條第二項の身分を示す証明書(法第十四條第一項に規定する報告徴収等のみを担当する船員労務官の身分を示す証明書に限る)の様式は、次のとおりとする。

様式

第1面

(縦5.5cm 横8.5cm)

第 号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

第35条第2項において準用する同法第13条第2項の規定による立入検査証

(同法第104条第1項に規定する報告徴収等のみを担当する船員労務官の身分を示す証明書に限る。)

職名及び氏名

写 年 月 日生 日交付

真 _____ 印

第2面

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律抜粋

(報告徴収等)

- 第13条 (略)
- 2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告徴収等)

第35条 主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、団体監理型技能実習関係者（監理団体等又は団体監理型実習実施者若しくは団体監理型実習実施者であった者をいう。以下この項において同じ。）若しくは団体監理型技能実習関係者の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは団体監理型技能実習関係者若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に關係者に対して質問させ、若しくは団体監理型技能実習関係者に係る事業所その他団体監理型技能実習に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第13条第2項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第3面

(許可の取消し等)

- 第37条 主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。
- 一 三 (略)
 - 四 この法律の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づき命令若しくは処分違反したとき。
 - 五 出入国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 2 4 (略)
- (監理責任者の設置等)
- 第40条 (略)
- 2 (略)
- 3 監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に關し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反しよう、監理責任者をして、必要な指導を行わせなければならない。
- 4 監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に關し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反しているとき、監理責任者をして、是正のため必要な指示を行わせなければならない。
- 5 監理団体は、前項に規定する指示を行ったときは、速やかに、その旨を關係行政機関に通報しなければならない。
- (権限の委任等)
- 第104条 主務大臣は、政令で定めるところにより、第35条第1項の規定による報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査（第40条第3項から第5項までの規定を施行するために行つものに限る。）(次項及び次条において「報告徴収等」という。)の権限の一部を国土交通大臣に委任することができる。
- 2 5 (略)

第4面

(職権の行使)

- 第105条 主務大臣は、報告徴収等に関する事務について、第35条第1項に規定する当該主務大臣の職員の職権を労働基準監督官に行わせることができる。
- 2 国土交通大臣は、主務大臣の権限が前条第1項の規定により国土交通大臣に委任された場合には、報告徴収等に関する事務について、第35条第1項に規定する当該主務大臣の職員の職権を船員労務官に行わせることができる。
- 第112条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
- 一 第13条第1項又は第35条第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
 - 二 十二 (略)
- 第113条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第108条、第109条、第110条（第44条に係る部分に限る。）、第111条及び前条（第12号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

監 査 長 田 中 啓 二 郎 (平 成 二 十 九 年 十 月 十 一 日)